

○総務省告示第七十五号

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十五号）の一部の施行に伴い、平成九年郵政省告示第五百八十九号（接続に関する技術的条件を定める件）は、同令附則第一条本文に規定する施行日に廃止する。

平成三十一年三月八日

総務大臣 石田 真敏